

会議要録

会議名	平成28年度 第1回八王子市消費生活審議会	
日時	平成28年5月26日（木）午前9時30分～11時30分	
場所	第6委員会室（市役所議会棟4階）	
出席者氏名	委員	和田清美会長、西島美奈子委員、樋口勝美委員、佐々木昭夫委員、 深沢靖彦委員、赤木省三委員、栗本正男委員、
	事務局	原田親一市民部長、大日向由紀子消費生活センター所長 田代信之主査、後藤正幸主任、檜森大作主事
欠席者氏名	鈴木麗加副会長、北出義則委員、今井婉子委員	
議題等	<p>(1) 「八王子市消費生活基本計画」の改定及び「消費者教育推進計画」の策定に伴う第1期八王子市消費生活基本計画の検証について</p> <p>(2) アンケートの実施について</p> <p>(3) 今後の審議会の開催について</p>	
公開・非公開の別	公開決定後公開	
非公開理由		
傍聴人の数	0名	
配付資料名	<ul style="list-style-type: none"> ・ 次第 ・ 八王子市消費生活基本計画取り組み状況と課題 ・ 八王子市消費生活教育に関するアンケート調査（小学校、中学校、高等学校） ・ 八王子市消費生活教育に関するアンケート調査（大学生） ・ 平成28年度 八王子市消費生活審議会 開催予定 ・ （参考資料）平成26年度消費生活基本計画の実施状況 ・ 八王子市消費生活審議会への諮問書（写し） 	

会議内容

1. 開会

事務局：これより平成28年度第1回消費生活審議会を開会します。

2. 諮問書交付

＜市長より諮問書交付＞

八王子市長：現行の「消費生活基本計画」策定から5年が経過し、近年、消費者を取り巻く環境も変化してきています。現行計画の策定当時と比較して、消費者相談は1割増加、あわせて悪質な詐欺行為が横行する状況下にあります。私ども行政としては、被害防止のため、情報提供、対処法を広く市民に周知させていく必要があります。今回の計画策定では全5回の審議会が予定されておりますが、ぜひ活発な意見を頂戴し、より良い計画策定となるよう心からお願い申し上げます。よろしくお願いたします。

＜市長：公務のため退場＞

＜事務局：職員自己紹介＞

＜配付資料の確認＞

＜出席・出欠者確認＞

和田会長：会の進行に入ります。

本日は委員10名のうちの過半数を超えて出席がございます。条例施行規則の定めにより、審議会は成立しています。

会議の公開に関する指針の非公開事項に該当するものがないとし、公開することによろしいでしょうか。

＜他の委員から「異議なし」の声あり＞

和田会長：当会議は公開で進めさせていただきます。

傍聴者はいらっしゃいますか。

事務局：傍聴席を設けておりますが、現在傍聴者はいません。このあと希望者があれば随時入場していただきます。

和田会長：事務局から1件報告があります。

事務局：市長からの諮問にあった通り、本年度中に計画策定をお願いするところではありますが、事務局として、策定業務における会議要録、審議会資料作成等の補助業務をコンサルタント会社に委託しています。本日より当審議会に同席させていただきます。また、コンサルタント会社から、皆さまに直接連絡や資料郵送をさせていただくこと、会議要録作成のために音声を録音させていただくこと、あわせてご了承願います。

＜(株)サーベイリサーチセンターの紹介＞

和田会長：私から1点お願いがあります。先ほど市長より、第2期の「消費者生活基本計画」の策定及び「八王子市消費者教育推進計画」の策定と2つの諮問内容を頂戴しました。当審議会では、諮問に従い、答申をまとめる必要があります。従って、皆さまには多大な負担をかけることとなりますが、第1期の「消費者生活基本計画」でも、皆さんのお力添えによって良い計画策定ができました。今回も皆さんのご協力を賜り、近年の状況変化を考慮した検討をしていただけるとありがたいです。

3. 議事

(1)「八王子市消費生活基本計画」の改定及び「消費者教育推進計画」の策定に伴う第1期八王子市消費生活基本計画の検証について

<【大日向所長】事務局説明－重要課題1>

和田会長：重要課題ごとに議論を進めていきたいということでもあります。

佐々木委員：参考の実施状況資料は平成26年度のみであります。第1期の計画期間24年度から28年度のうち、少なくとも24年度から26年度の3か年の検証が必要ではないでしょうか。

事務局：24年度から26年度の3か年は、前年度までの審議会で各年検証していただいております。その検証結果に基づき、3か年分の会議要録等の検証や、審議会から市長あてに意見をいただいたものをまとめたものが、資料「八王子市消費生活基本計画取り組み状況と課題」です。A3版横の資料「平成26年度消費生活基本計画の実施状況」は26年度の細かな状況を把握するための参考として配付しているものであり、これと比較すると、「八王子市消費生活基本計画取り組み状況と課題」は抜粋的な印象があるかと思えます。昨年11月の審議会で、26年度実績等について皆さんに議論いただいております。その辺りは記憶を呼び起こしていただき、議論をお願いします。

また、本日は重要課題ごとに議論をいただけると、事務局としてもまとめやすいです。

和田会長：佐々木委員が言われるのは、26年度以外の資料も基礎データが必要であるということです。事務局の説明が簡易的過ぎるので、より内容に沿った説明をいただくとよりわかりやすいです。従って、資料「八王子市消費生活基本計画取り組み状況と課題」の取りまとめの元となった各年度のデータを用意した上で説明をいただきたいです。これは「検証」であるから、以前に議論したものは、それでよいというわけにはいきません。

原田部長：会長、佐々木委員のご指摘の通りでありますので、次回の審議会ではこれまでの議論の再確認も含めたポイントを説明させていただきたいと思えます。

和田会長：それならば、改めて内容に沿って説明をいただいた方がよいです。

<事務局再説明－重要課題1>

和田会長：「今後の課題」の空欄部分は、空欄とする理由があるとよいです。

それでは何か質問や意見はございますか。

栗本委員：「今後の課題」では、「～継続して取り組んでいく」という記述は表現として適していません。

佐々木委員：2ページの「高齢者見守り講座」には関心があるが、対象として、民生・児童委員に限らず範囲を拡大していくことを「今後の課題」で表していただきたいです。法律によれば対象は社会福祉主事や介護福祉士等であるので、できる限り範囲を拡大するのが啓蒙活動としては効果的ではないでしょうか。

原田部長：「高齢者見守り講座」は民生・児童委員が中心となりますが、ご指摘の通り、より多くの方への情報提供は大事であるし、今後の課題となると考えます。

佐々木委員：市内における社会福祉主事、介護福祉士の資格者数を把握することは可能でしょうか。

原田部長：所管と連携して検討します。

佐々木委員：こうした資格者を活用することもひとつの手立てです。

和田会長：2ページの商店街の「今後の課題」はどうでしょうか。

佐々木委員：「3商店街」とはどこを指すのですか。

原田部長：ニュータウンの東、鹿島・松が谷の辺りの3商店街を指します。コミュニティの希薄化がする昨今、商店街は地域の方々の触れ合いの場の核となるため、その組織力を高めることは重要です。深沢委員の下で活発な拡充をしているところです。

深沢委員：26年度の検証の際に私も委員として審議会に参加していました。その際、さまざまな会を積極的に活用すべきであるとか、消費生活センターの思いが関連する機関に通じていないのではないかという話をさせていただきました。しかし、それらがどう改善され、庁内で理解を得られたのかという話は先ほどの説明にはありませんでした。今年度、事務局の職員はほとんど異動になってしまい、その引き継ぎはうまくできているのかと懸念もあります。本日はこれまでの取り組み全般の検証ということで、各分野の課題が出ていますが、以前の検証でそれらの課題は出ているのだから、今さらどうこう言うよりも、これまでの反省を元に、出された意見を調整し、28年度、29年度へと進めていかなければなりません。

資料「八王子市消費生活基本計画取り組み状況と課題」の2ページで、佐々木委員が指摘された対象範囲の拡大という課題はありますが、それは以前の審議会でほとんど出されたはずで、今さら何をという思いは、委員の皆さんにもあるのではないのでしょうか。

大日向所長：各所管との連携・周知は、我々も反省しています。計画についての説明が各部署に対して不十分であったことを踏まえ、今月末に関係所管を集め、第2期の「八王子市消費生活基本計画」策定開始の説明と、各所管からも主体的な意見をいただいた上で、当審議会で説明させていただく予定です。

深沢委員：最初にそう報告してもらえるとよかったです。私たちのこれまでの議論が無駄ではなかったと感じられます。

大日向所長：新しい計画が策定されたあと、各所管で実施していただくわけですが、それについても定期的な会議で全体の進捗状況を把握していきたいです。

和田会長：検証なので、進捗状況の把握を行わないと第2期の改定が進みません。それにしても各項目について表現に説明不足を感じました。また根幹に関わる大事な課題もあります。従って、全体に関わる基本的な総括があって、次に個々のものという流れに修正した資料を、次回の審議会でいただきたいです。

和田会長：それと外国人に対するコメントがないので、書き込みが必要です。

樋口委員：資料「平成26年度消費生活基本計画の実施状況」の9ページの表の下から2番め、多文化共生推進課によると、24年度から26年度にかけて相談件数が増加しています。資料「八王子市消費生活基本計画取り組み状況と課題」の3ページの一番上に、「常時ホームページで閲覧できるように整備しているほか、メール配信をしている」とありますが、ページ閲覧者数はわかるようになっていないのでしょうか。情報は提供するだけでなく、提供した情報にどれだけ関心が持たれているかを把握した方がよいです。

大日向所長：情報管理課と相談していきたいです。

赤木委員：高齢者、障害者対策はひとつの括りとなっていますが、その他に学生、生徒に対する消費生活センターとしての働きかけ、それから所管部署への働きかけという部分が、これまでの審議会の中で、今後の課題として大きいという印象があります。従って、資料「八王子市消費生活基本計画取り組み状況と課題」の「今後の課題」は課題の大小にあわせて強弱をつけた方が次のステップへつなげやすいでしょう。障害者の方は民生委員の方を通じた取り組みがうまく機能しているので、見守っている人、障害者と接触している方などへの働きかけが効果的です。また、学生、生徒はまだあらゆることを吸収する時期であり、初体験となることも多いので、直接的な働きかけがよいのではないのでしょうか。そうしたこともあるので、今後の方策については担当部署と具体的に詰めていながら、次の計画に入っていくという流れがつけるとよいと思います。検証作業のみでは、同じことを繰り返して、次第に印象が薄くなってしまいます。これまでの検証で課題はほぼ絞り出されているのですから、PDCAサイクルを基本に進めてはどうでしょうか。

和田会長：課題は浮上しているのだから、計画全体の考え方を最初に出して、そして個別の施策について記述していくのがよいのではないかという委員の皆さんからの意見です。

赤木委員：見守りの時も、民生委員の会議体とセンターとの接触が改善されてから、そのルートが動き出したのだと思います。担当所管と次のステップに対する働きかけがうまくいくと、動いてくれます。先ほど介護福祉士という話もありましたが、介護を所管する市の部署の次につながってくる、介護福祉士の方と市とが接触する場に出かけて行って、今までのようなことを開催するなど、ここは同じ方法でいけると思われます。せっかく動きがよくなったルートなので活用しない手はないでしょう。

原田部長：消費者庁の2016年版「消費生活白書」によると、消費生活センターに寄せられた消費全体の相談のうち、事件・事故等へ巻き込まれたという内容が増加しているにも関わらず、消費生活センターと消費者がうまくつながっていないということです。八王子市では幸い堅実な消費生活センターがあるのですが、消費者問題に巻き込まれた方が消費生活センターへと確実に結びついていくわけではありません。その解決策として、さまざまなチャンネルを活用して資格所持者、地域の代表者と情報を共有し、消費者と消費生活センターを結びつけることは、3つの重要課題をまたいだ大切な点であると考えています。

栗本委員：資料「八王子市消費生活基本計画取り組み状況と課題」の8ページの項目3-3のタイトル「消費者被害の救済の取り組み」は、「悪質な事業者に対する取り組み」の間違いではないでしょうか。

事務局：ご指摘の通りです。失礼いたしました。

<事務局説明－重要課題2>

大日向所長：重要課題「2 消費者教育の充実」を今後は「消費者教育推進計画」に引き継いでいきます。そこで事務局の方向性としては、消費者被害に遭わないことが大切ですが、消費生活が環境やエネルギー問題等さまざまなところに影響を及ぼしていることを、小さいうちから理解してもらい、最終的には自分で正しいものを選択できる消費者を目指してもらいたいと考えています。これは時間を要することですので、小さいうちから大人になり、高齢者に至るまでの体系的な教育として考えています。それを学校の教育現場でどう落とし込んでいくかということは、現在教育委員会と相談しており、今後は共に連携して実行していく予定です。

和田会長：今後、学校現場での消費者教育については教育委員会との連携を図るということです。

やはり資料の作り方として、基本計画に沿う形でまとめないのでわかりにくいです。次回までには工夫願います。

何か質問や意見はございますか。

西島委員：子どもに対する取り組みはもとより、その親に対する取り組みも必要で、自宅や外出先での教え方も必要です。4ページ、「今後の課題」の上から2つめに「小学生の親の世代をターゲット」とあります。小学生はある程度、自己判断ができると思うので、それより幼い子どもの親をターゲットにした方がよいです。資料に記述されていませんが、市の保育幼稚園課との連携の掲載が必要ではないでしょうか。

和田会長：確かにその通りです。

大日向所長：これまで報告をあげている所管には、確かに保育幼稚園課等は含まれていないため、今後話をしていきたいです。

西島委員：保育関連の親の集まりをはじめ、子どもの親の集まりの会はいくつかあるので、そこで行政から話をしていただける機会があれば、親も興味を持つし、消費生活センターのことを知っていただくよい機会にもなるでしょう。

和田会長：生涯教育となるわけですが、今の生涯教育は成人向けですが、本来教育とはどの世代にもまんべんなく提供されるべきです。

西島委員：もう1点、4ページ、「今後の課題」の上から3つめにある「大学生以外の若年層に向けた取り組みが求められる」ですが、何か具体的な考えはありますか。

大日向所長：実現可能か未定ですが、例えば入社直後の新入社員の方の研修等で、少し時間をお借りした取り組みができないかと検討しています。

西島委員：最も簡単な方法はSNSによる発信でしょう。市ではFacebook等のページを持っていますか。

大日向所長：Facebookだけではなく、市のホームページの見せ方をより工夫しようという話をしていきます。ページごとにFacebookで情報発信している所管があって、事務局としても可能性を探っているところです。

和田会長：それにあわせて、資料「平成26年度消費生活基本計画の実施状況」の8ページの一番下に「若者のトラブル110番」で2件しか実績がないのは、周知が不足していることの表れです。また、期間限定ではなく、チャットやLineを活用した気軽に身近な相談方法が設けられるとよいです。

大日向所長：相談では個別の事情を確認してアドバイスをする必要があります。そのため、どうしても対面か電話となるが、消費生活センターにつなげるための窓口として、SNSは十分活用可能です。

和田会長：ここ数年間でICT教育も進んでいますし、若者を中心にSNSによる交流も盛んになってきています。そういう意味では、情報の提供や開示に留まらず、各年代のニーズに則して、一段階上の工夫することも求められているのではないのでしょうか。

大日向所長：市民が消費被害に遭って初めて消費生活センターの存在に気づくのではなく、何かの用件で八王子市のホームページを閲覧された際に、ふと目につくような工夫を現在検討しています。被害に遭う前にさまざまな形で情報を届けたいです。

和田会長：自分が困ったときにあわてて相談できる場所を探すというのが実態でしょう。

赤木委員：私は縁があって、大学生に消費被害防止のためのチラシ配りを行ったことがあります。その時の経験で言うと、学生と学生課事務局の感度には大きな差がありました。まずは学生課に消費生活の面で学生を被害から守るという意識を強く持ってもらうことが必要です。従って、今後の取り組みを推進するにあたり、学校にはその下地づくりと学生のための窓口を、消費生活センターは専門的な部分を中心に動くというようにうまく分業していくとよいです。学生は4年で卒業してしまい、またゼロからスタートになるので、学生の窓口に対するアプローチは継続的に行っていく必要があります。

深沢委員：5ページに、「消費生活センターで所有しているDVD」とありますが、収録時間はどの程度でしょうか。

事務局：テーマ別にさまざまなDVDを用意していますが、出前講座での利用等もあるため、長くて30分程度です。章立てのため、必要な部分だけ視聴することも可能です。

深沢委員：その取り組みとして、「啓発パンフレットなどを配付」とありますが、そのパンフレットを資料として私たちにも示していただくと理解度も深まります。

それから、これだけの立派な各事業については、市でも確実に取り組んでいただけていると理解しています。事務局としては、スタッフ人員数に不足を感じているかもしれませんが、関係部署に協力をいただけるよう、事務局としての思いを伝え、理解を求めていってほしいです。

<事務局説明－重要課題3>

大日向所長：重要課題「3 消費者被害の未然防止・救済」での事務局の考え方ですが、八王子市では年間4,400～4,500件の相談があります。全国平均の統計では、消費生活センターに相談される方は、被害に遭われた方のうち僅か3%程度という実態があります。従って、八王子市で把握している消費者被害は、ある意味氷山の一角とも言えます。一方、被害に遭われた方の6割は、相談せず自己責任として諦めているという統計もあります。それらを考慮すると、やはりまずは消費生活センターのことを知っていただくことが必要です。いただいた相談に真摯に向き合い、救済に努めていくことにより、最新の情報を得ることも可能です。その情報を活用し、さらなる防止に向けた取り組みと啓発につなげていきたいです。

和田会長：よい情報を提示していても、まずはそこまでのアクセスが課題となります。

栗本委員：ホームページは必要に迫られて閲覧するケースが多いので、それ以前に閲覧してもらえるような方策が必要です。

赤木委員：私も長く消費者関係の運動に携わってきていますが、よく「心ここに在らざれば視れども見えず、聴けども聞こえず」と言われるように、知っておいてほしいことがあっても、聴く耳を持っていない方が多いです。しかし、地道な手段の積み重ねによって消費生活センターの認知度を高めておくことが大事です。

栗本委員：家庭内では、水道トラブルの際の水道業者のステッカーが冷蔵庫に貼ってあるものです。

佐々木委員：例えば警察や病院を必要とするケースは確実に世間に浸透しています。それと同じように今の水道業者のステッカーのようなものでも、冷蔵庫や電話のそばに常にすることで、それだけ必要なものだということ子どもたちから感じてもらうことができます。

和田会長：消費者被害に遭ったときに、行政に相談することを疑問に感じる人も多いが、それは残念ながら認知度が低いということです。だから消費者庁というものが設置されたのでしょうか。

今のステッカーの話はよいアイデアです。

赤木委員：消費生活センターの利点は、警察は犯罪性がないと取り組んでくれませんが、そのボーダーラインの部分では経験豊富なセンターの相談員がよく話を聞いてアドバイスをしてくれることです。とにかく消費者問題であれば、消費生活センターに連絡するのだということがわかっているだけでもかなり違います。

佐々木委員：7ページの一番下、「国民生活センターや東京都が主催する研修に相談員が参加」とあります。研修に参加した結果、何か取り組みに反映されたことがあれば、記述した方がよいです。

事務局：国民生活センターの研修は相談員向けを主とした研修であり、全国から集めた最新事例、あるいは相談員の対応事例の情報提供を受け、その内容を各相談員が共有するものです。従って、国レベルの最新情報が比較的早く、各相談員の手持ち駒になるという仕組みです。

樋口委員：困っていても相談できる相手がいない人にとって、どんなことでも気軽に相談できる体制があるとよいです。国民生活センターや東京都が受けている相談と、八王子市で受けている相談内容を比較したデータはあるでしょうか。そうしたデータがあれば、国民生活センター等には気後れして相談しにくい些細なことでも、八王子市であれば、気軽に市民の話を聞いてくれるといった身近さを示すことができるし、それが利用者増加にもつながっていくと思われま

大日向所長：同じ案件を複数の消費生活センターに相談できないルールがあって、国民生活センターに相談した方であれば、継続して国民生活センターで相談することになります。相談できる内容、回答できる内容に機関による差は基本的にありません。但し、八王子市に相談をいただき、問題の対象となった事業者が八王子市内の事業者である場合は、相談員が事業者と消費者の間に入り、消費生活センターにおいて三者で話を持つことが可能です。そうした点では地元の消費生活センターを利用することが消費者にとっての利点となるでしょう。

原田部長：関連して補足します。先ほどの「消費生活白書」によると、消費者の相談先として、7割の方が国民生活センターではなく、身近な居住地の消費生活センターを希望しています。特に年齢階層別にみると、高齢になるほど身近なところで、対面相談を希望される方も多いです。国であっても自治体であっても同様の相談対応をするわけですから、当然、八王子市の相談員も国民生活センターの相談員と同レベルのスキルを持つことが重要であり、それに尽力しています。

それと研修結果の相談対応への反映については、まとめて報告することも大事であると考えています。

大日向所長：私も行政職員の管理職研修として、国民生活センターに行った経験があります。消費生活センターの管理職が日本全国から集まって来るため、さまざまな情報交換ができることが有益です。他の自治体からすると、八王子市は消費生活センターの取り組みが先進的であるといった認識を持たれているようです。各種取り組みの実施や「消費生活基本計画」を策定している自治体は少ないので、さまざまな質問を受けました。

西島委員：話は違いますが、審議会に相談員が参加していないことには、何か理由があるのでしょうか。

事務局：相談員は嘱託職員であり、市から相談業務を嘱託されているため、審議会への出席は本来の業務と異なります。そのため、基本的には参加してもらおうという考えはなかったのですが、会長、委員の皆さんからの要望があれば、この限りではありません。但し、業務から離席することになるので、参加できるのは1名程度となります。

深沢委員：先ほどから相談が主な議論となっていますが、主な相談の内容を教えてください。

事務局：前回、事業概要を皆さんに配付しているので、そちらも参考にさせていただきたいが、26年度実績では、PCあるいはスマートフォンで接続したサイトからの料金請求、またアパートからの退出における法外な請求等、契約に関連した相談が多いようです。

また、八王子市の相談員は、相談には該当しない問い合わせ程度の内容であっても、きちんと調べて回答するなど、適切で丁寧な対応をしていると私どもは感じています。

深沢委員：概要が配付されていたことを失念していて、大変失礼しました。

和田会長：事務局では、現行計画から今日に至るまでのデータの変化を計画改訂で記載していただけることでしょう。それによってデータの差が出てくるので、今度の計画にはそれを見込んだ施策の検討に入ることができます。次回の審議会の際には、本日の意見を反映し、27年度も含めた4年分の実績のデータも配付されると思いますので、それらをベースに4年間で抽出された課題、重要課題で漏れているものについて議論していきたいです。

(2) アンケートの実施について

<事務局説明>

和田会長：大学生の設問は少し多すぎるように感じられます。

事務局：案の段階ですので、修正は可能です。

佐々木委員：「小学校・中学校・高等学校調査」は八王子市内の生徒ですが、「大学生調査」の場合、市内在住者かどうか分析の際に重要です。

和田会長：「大学生調査」には属性のフェイスが抜け落ちています。

佐々木委員：対象となる大学はいくつあるのでしょうか。

事務局：これまで市の調査に協力をいただいている3校ぐらいを考えています。

和田会長：予定配布数を教えてほしいです。

事務局：3校全体で500票を想定しています。

和田会長：各校に150票ずつとして計450票なので、どこかが多くなるのでしょうか。

事務局：特に想定しておらず、多い分には問題ないかと考えました。

赤木委員：属性には性別を含めた方がよいです。

和田会長：当然そうした基本的な属性は必要です。その他の点も含め、何か気づいたことは、いつまでに連絡すればよいでしょうか。

事務局：今週中までに連絡をいただければ、可能な限り反映したいです。

和田会長：属性設問がないと、アンケートとして役立つないので、そこは気をつけていただきたいです。それでは電話、ファックス、メール等でもよいので今週中に事務局までお寄せいただきたいです。

大日向所長：分析結果として男女の違いのデータが必要ということであれば、性別の設問を組み込むが、今はジェンダーの問題等もあるため、これは事務局預かりということでもよろしいでしょうか。回答者が性別を回答したくないというケースも実際にあります。

赤木委員：性別を回答しない人は無回答として全体の集計に含めて構いません。全体の内容から察すると、個人情報に及ぶものでもないでしょう。あとで分析する際に、役に立つ資料にしておいた方がよいです。

私はアンケートの実施は大賛成です。これまで私たちが把握できなかった情報が得られ、計画を詰めていく際に役立つと期待しています。

事務局：会長と赤木委員の意見を踏まえ、性別の設問は設定しますが、回答する・しないは回答者の自由となります。

和田会長：もちろんそれで構いませんし、公表の際に男女で大きな差がない場合は出さなくてもよいです。やはり「調査票」ですから、性別を聞かないというのは違和感があります。

大日向所長：調整し、問題がなければ設問として入れ込みます。

樋口委員：調査協力をしてくれるのは女性の方が多いように思いますので、性別の設問はあった方が参考になります。

赤木委員：無記名調査ですし、そこは問題ないでしょう。

和田会長：回答したくない人は、無回答で構いません。

(3) 今後の審議会の開催について

<事務局説明>

和田会長：10月まで残り4回の審議会が設定されています。日程調整のご協力をお願いします。

次回は、前回の計画を検討したときのように、最初の統計の部分を用意していただくと、新たな課題のところが議論しやすいのでよろしくお願いします。

4. その他

和田会長：その他、何かございますか。

事務局：本日の会議要録は事務局とコンサルタントで取りまとめ、その後、委員の皆さんにお送りして、一度ご確認をいただきます。修正がある場合は、必要に応じて確認をいただいた上で、最終的な決定としたいです。

また、本日の会議要録へのご署名は委員名簿の記載順で佐々木委員をお願いします。

5. 閉会

和田会長：それでは、以上で本日の審議は終了とします。進行を事務局にお返しします。

事務局：次回の審議会開催は6月29日午前10時より市役所7階702会議室と予定しています。特段のことがなければ、確定日時とさせていただきます。いずれにしても、その1週間ほど前までには開催通知を本日の会議要録も含め、資料とともに事前に送付させていただきます。

本日の審議会を終了とします。長時間のご協力に感謝申し上げます。

平成28年 9月 15日

委員 佐々木 昭夫